

周南市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市介護保険条例の一部を改正する条例

周南市介護保険条例（平成15年周南市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「第9条第1項第1号」を「第9条第1号」に改め、同項第1号中「30,300円」を「29,280円」に改め、同項第2号及び第3号中「45,450円」を「43,920円」に改め、同項第4号中「51,510円」を「49,780円」に改め、同項第5号中「60,600円」を「58,560円」に改め、同項第6号中「69,690円」を「67,350円」に改め、同号ア中「合計所得金額（」を削り、「をいう。以下同じ。）」を「（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」に改め、同項第7号中「75,750円」を「73,200円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「90,900円」を「87,840円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「103,020円」を「99,560円」に改め、同項第10号中「115,140円」を「111,270円」に改め、同項第11号中「133,320円」を「128,840円」に改め、同項第12号中「151,500円」を「146,400円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「27,270円」を「26,360円」に改める。

第4条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第5条第1項中「被保険者資格」を「資格」に改め、同条第2項中「当該被保険者」を「当該第1号被保険者」に、「、第1号被保険者の」を「、当該」に改め、同条第3項中「令第38条」を「令第39条」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に、「令第38条第1項第1号から第5号まで」を「令第39条第1項第1号から第5号まで又は第3条第1項第6号から第11号まで」に改める。

第8条第1項中「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「保険料の納付義務者」を「納付義務者（法第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者を含む。次条第1項において同じ。）」に、「6箇月」を「6月」に改め、同項第4号中「これ」を「これら」に改め、同項第5号中「場合」を「こと。」に改め、同条第2項中「申請をする」を「申請をしようとする」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「該当する者」を「該当する納付義務者」に改め、同項第4号中「これ」を「これら」に改め、同項第5号中「場合」を「こと。」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「減免を受けようとする者は」の次に「、市長が別に定める日までに」を加え、「受けようとする理由」を「必要とする理由」に改める。

第11条中「並びに」を「及び」に改める。

第13条及び第14条中「10万円」を「、10万円」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、「ときは」の次に「、その者に対し」を加える。

第17条第1項中「第12条」を「第13条」に改め、同条第2項中「第12条」を「第13条」に、「発布」を「発付」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の周南市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の

保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 附則第 1 項ただし書に規定する日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1項第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,450円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,450円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>51,510円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>60,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>69,690円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,280円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,920円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,920円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,780円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>58,560円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>67,350円</u></p> <p>ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の</u></p>

現行	改正案
	<p><u>2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u>            が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
イ (略)	イ (略)
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>75,750円</u>	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>73,200円</u>
ア 合計所得金額が <u>190万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア 合計所得金額が <u>200万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)	イ (略)
(8) 次のいずれかに該当する者 <u>90,900円</u>	(8) 次のいずれかに該当する者 <u>87,840円</u>
ア 合計所得金額が <u>290万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア 合計所得金額が <u>300万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)	イ (略)
(9) 次のいずれかに該当する者 <u>103,020円</u>	(9) 次のいずれかに該当する者 <u>99,560円</u>
ア・イ (略)	ア・イ (略)
(10) 次のいずれかに該当する者 <u>115,140円</u>	(10) 次のいずれかに該当する者 <u>111,270円</u>
ア・イ (略)	ア・イ (略)
(11) 次のいずれかに該当する者 <u>133,320円</u>	(11) 次のいずれかに該当する者 <u>128,840円</u>

現行	改正案
<p>ア・イ (略)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>151,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,270円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>すべて最初の納期</u>に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該<u>被保険者資格</u>を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における<u>当該被保険者</u>に係る保険料の額の算定は、<u>第1号</u></p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>146,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,360円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>全て最初の納期</u>に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該<u>資格</u>を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における<u>当該第1号被保険者</u>に係る保険料の額の算定は、<u></u></p>

現行	改正案
<p><u>被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。</u></p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ</u>（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、<u>ロ及びハ</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は<u>第5号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第38条第1項第1号から第5号までの</u>いずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については<u>年7.3パーセント</u>）の割合をも</p>	<p><u>当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。</u></p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1号イ</u>（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはニ</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは<u>第5号ロ又は第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第5号まで又は第3条第1項第6号から第11号までの</u>いずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、<u>年7.3パーセント</u>）の割合をも</p>

現行	改正案
<p>って計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>もって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>(保険料の徴収猶予)</p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p>
<p>第9条 市長は、<u>保険料の納付義務者</u>が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6箇月以内の期間</u>を限って徴収を猶予することができる。</p>	<p>第9条 市長は、<u>納付義務者（法第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者を含む。次条第1項において同じ。）</u>が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月以内の期間</u>を限って徴収を猶予することができる。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他<u>これ</u>に類する理由により著しく減少したこと。</p>	<p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他<u>これら</u>に類する理由により著しく減少したこと。</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別な理由がある<u>場合</u></p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別な理由がある<u>こと</u>。</p>
<p>2 前項の<u>申請をする者</u>は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の<u>申請をしようとする者</u>は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに<u>該当する者</u>のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他<u>これに類する理由</u>により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別な理由がある<u>場合</u></p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に<u>減免を受けようとする理由</u>を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに<u>該当する納付義務者</u>のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他<u>これらに類する理由</u>により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別な理由がある<u>こと</u>。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>市長が別に定める日までに</u>、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を<u>必要とする理由</u>を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦</p>

現行

課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から起算して15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(罰則)

第13条 本市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第14条 本市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第15条 本市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条

改正案

課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から起算して15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(罰則)

第13条 本市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条 本市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条 本市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定

現行	改正案
<p>第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第17条 <u>第12条</u>から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 <u>第12条</u>から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その<u>発布</u>の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>	<p>により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、<u>その者</u>に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第17条 <u>第13条</u>から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 <u>第13条</u>から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その<u>発付</u>の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>